

障 福 第 9 7 3 号  
平成31年 3 月 6 日

各指定障害児通所支援事業者 法人代表者 様  
(鹿児島市に所在する事業所に限る)

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課長

指定障害児通所支援事業者の指定・指導に係る中核市への権限移譲  
について (通知)

本県の障害福祉行政につきまして、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部改正(予定)により、平成31年4月1日から指定障害児通所支援事業者の指定・指導に係る権限が本県から鹿児島市へ下記のとおり移譲されます。

つきましては、今後の指定等の取扱いについては、別紙のとおりとしますので、御確認いただき、適切な事務手続きを行ってくださるようお願いいたします。

なお、児童発達支援センターについて、指定に関する事務は移譲されますが、児童福祉施設の設置認可権限、基準条例権限及び監査指導権限は、今回の政令改正では鹿児島市へ移譲されず、引き続き本県が事務を行うことになっていきますので、御留意ください。

## 記

### 1 対象事業所

鹿児島市に所在する障害児通所支援事業所(児童発達支援(児童発達支援センター含む)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

### 2 権限移譲される主な事務

- ・ 指定(更新)
- ・ 変更等届出及び休廃止届出の受理
- ・ 指定取消等
- ・ 指導監査
- ・ 業務管理体制の整備に係る届出受理・確認検査

### 3 施行期日

平成31年 4 月 1 日